

令和5年12月14日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

愛名やまゆり園における虐待事案の概要及び指定管理者としての対応について

県立障害者支援施設「愛名やまゆり園」を指定管理している社会福祉法人かながわ共同会（以下「当法人」という。）として、虐待事案の概要及びその対応について報告します。

(1) 愛名やまゆり園における虐待事案の概要

- ・ 令和5年11月2日（木）、利用者（20代男性）が足の痛みを訴えているところを園の職員が発見し、その後、園の職員の付き添いで当該利用者が市内の病院を受診したところ「右大腿骨亀裂骨折」の診断を受けた。
- ・ 付き添い職員からの報告を受け、園が原因究明のため、見守りカメラの記録映像を確認したところ、生活支援員（30代男性）（以下「加害職員」という。）により、当該利用者を蹴る、その後、身をかかわそうとした同利用者を殴り、さらに足をかけて転倒させるといった暴力行為が記録されていた。
- ・ 園が、勤務中の加害職員に確認したところ、事実であると認めた。
- ・ 園は、支給決定自治体に、障害者虐待防止法に基づき、本件事案を通報した。また、厚木警察署に本件事案を通報したところ、同日中に加害職員は逮捕され、その事実が警察署により公表された。
- ・ 県及び支給決定自治体により、園の調査が11月6日（月）、9日（木）、10日（金）に行われた。
- ・ 11月27日（月）に支給決定自治体から調査結果の通知があり、本件事案を身体的虐待と認定、園に対して改善指導が行われた。

(2) 当法人としての対応

- ・ 11月2日（木）夜、園からの報告を受け、理事長等が園に参集、事実確認と園支援に当たった。
- ・ 11月3日（金）、県と連携し、園職員の利用者への暴力による逮捕について公表した。
- ・ 11月5日（日）、臨時理事会を開催し、本件事案の発生を報告するとともに、①警察・支給決定自治体・県調査への全面協力、②法人としての事実確認と原因究明、③全利用者への説明と謝罪、当事者目線の支援の徹底など6項目を当面の対応方針として決定した。
- ・ 現在、園と連携し、本件事案の原因究明及び再発防止に向けて、園

職員への聞き取りや記録・映像の確認など、調査を継続している。また、その結果、本件事案が発生した14時過ぎの寮職員の勤務状況は次のとおりであり、寮内の職員体制が手薄になっていた。

＜本件事案の発生時間帯の寮職員の勤務状況等＞

職員	勤務番	業務内容
①	早番(6:45-15:30)	入浴(※1)→寮に戻って支援
②	早番(6:45-15:30)	入浴(※1)→寮に戻って支援
③(寮長)	早番(7:15-16:00)	園内会議に出席
④(課長 ※2)	日勤(8:30-17:15)	外部医療機関の通院に同行
⑤	遅番(11:15-20:00)	休憩
⑥(加害職員)	遅番(11:30-20:15)	寮内見守り

※1 当園は、お風呂は寮の外に設置されている。

※2 当法人主催の虐待防止研修(最終日)に3名が出席し、感染症で1名が休み、課長がシフトに入らざるを得ない状況であった。

- ・ 11月30日(木)、県の指示を受けて、第一次改善計画を策定し、他に不適切な支援がないかの検証などを園と連携して進めている。
- ・ 本件事案を受け、愛名やまゆり園に限らず、職員自ら支援等を振り返るため、全職員(約780人)を対象とした「支援の振り返り調査」(調査期間:11月17日(金)～12月1日(金))を実施し、現在、その調査結果の分析等を進めている。

(3) 今後について

当法人は、県と連携し、引き続き本件事案の原因究明等を継続するとともに、「支援の振り返り調査」及び職員面談、第三者委員による検証等を踏まえて、今後、このようなことが二度と発生しない仕組みを法人組織内に確立できるよう、徹底した再発防止策の策定に向けて、次の取組を進めてまいります。

- ・ 「支援の振り返り調査」に基づき、各園幹部職員が職員面談を実施し、個々の職員支援とともに情報共有・意思疎通を図り、各園における当事者目線に立った支援の普及・確立を進める。(面談期間:12月1日(金)～1月31日(水))
- ・ 本件事案の原因究明、「支援の振り返り調査」及び職員面談結果等を踏まえて、法人としての再発防止策を取りまとめる予定である。特に、支援体制が手薄な際における応援体制の仕組みの構築など、利用者・職員を支えるマネジメントの強化に取り組んでいく考えである。
- ・ 上記取組に並行して、本件事案に係る「第三者検証委員会」を新た

に法人内に設置し、改善計画等についての第三者委員による検証を進める予定である。(第三者検証委員会設置期間：12月中旬～令和6年3月初旬(予定))